

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月12日現在

機関番号：33704

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22720277

研究課題名（和文） 中世ロシアの国家・教会関係の緊密化の法的研究

研究課題名（英文） Legal Relations between the State and the Church in Medieval Russia

研究代表者

宮野 裕 (MIYANO YUTAKA)

岐阜聖徳学園大学・教育学部・准教授

研究者番号：50312327

研究成果の概要（和文）：

本研究は、中世ロシアにおける国家・教会関係がどのようにして、緊密化をしていくのか、法的観点からこれを考察する研究であり、その緊密化過程を同時代状況の文脈におき、そのヴィヴィッドな側面を明らかにしようとするものであった。成果としては、ウラジーミルの教会規定とヤロスラフの規定と組み合わせて考察することで、14世紀後半のモスクワにおける教会法の取りまとめと刷新が生じたことを明らかにできた。これは同時期のモスクワ国家の成長過程と軌を一にするものだが、この時点では府主教アレクシーと大公ドミトリーの緊密な関係のもとで、両者の管轄権を新たに文書化することはなく、これは旧規定の刷新に留まった。

研究成果の概要（英文）：

This study is how State-church relations in medieval Russia became closer from the legal point of view. And the aim of this study is to place this process on the context of the contemporary situation as well. Following the genealogy of manuscripts, on which the church charter of Yaroslav and that of Vladimir were copied, it was revealed that innovation and compilation of canon law in Moscow occurred in the second half of 14th century. It is the one that coincided with the growth process of the Moscow state during the same period.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	300,000	9,0000	390,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：

科研費の分科・細目：ヨーロッパ史・アメリカ史

キーワード：ロシア

1. 研究開始当初の背景

私の大きな関心は、ロシアにおける政治権力の在り方にあった。帝政期、ソ連時代、現

在のロシアを通じ、ロシアは常に強大な政治権力者によって指導され、また民の側においてもそれを許容する立場が強い。私の考えでは、そうした「政治文化」の原形は14世紀から徐々に形成され、15世紀末のイヴァン3世の時代にほぼ基本形が出来上がり、近世前期において更に確固としたものにされた。大まかに言えば、この時期に、西欧における貴族層や社団組織のごとき君主権力を制限する勢力は次第に潰され、権力への「社会の隷属化」が進行する。その一方でこの同じ時期に、正教会が君主権力を支える太い柱になり、君主権力の正統性や至高性を論じ、イデオロギー装置として「社会の隷属化」の一翼を担った。こうした意味で、この時期のロシアにおける国家と教会の関係、特にこの時期に生じた両者の急接近・緊密化の経緯を探ることが重要である。

私は、正教会が君主権力に接近し、これを支える柱になっていく状況について、具体的な歴史的諸「事件」の検討を通じて明らかにし、その一契機については著書として刊行した（『「ノヴゴロドの異端者」事件の研究…ロシア統一国家の形成と「正統と異端」の相克』、風行社、2009年）。また科研費を獲得し、14-15世紀のロシア正教会による君主権力の正当化活動を検討した（「ロシア中世国家における権力の正統性の確立の研究」[平成17-19年。個人]）。16世紀以降については、折良く別の科研費プロジェクトにて研究を進めることが出来た（「ヨーロッパ・地中海世界における異宗教・異宗派間の相剋と融和をめぐる比較史研究」[平成21-24年。代表：深沢克己東京大学教授]）。

しかし他方で、歴史的現実の中で、諸事件を通じて醸成された国家と教会とのそうしたインフォーマルな関係を支え、或いは裏付けるような、国家と教会との関係の法制度的側面を扱った基盤的研究が国内はおろか海外でも少なく、僅かに存在する研究も概説的研究であり（2003年のクタフィン他、また同年のスタドニコフの国家教会関係の法的基盤に関する研究を参照）、私は不満を覚えざるを得なかった。そこで私は数年前より、中世ロシアにおける国家と教会の関係を規定した諸法、規則、文書のそれぞれについて史料学的問題、史学史上の位置づけの問題について論じてきた（イヴァン三世の1497年法典及びイヴァン4世雷帝の1550年法典に含まれる国家・教会関係を定めた諸規定等）。また別の科研費（「近世ロシアにおける法文典の史料学的ならびに文献学的研究」[平成16-18年。代表：松木栄三静岡大学教授]）課題にて17世紀の国家・教会関係について報告した。また北大スラヴ研究センターの21世紀COEの研究会（「中世ロシアの法と文化」[平成16-19年。代表：栗生澤猛夫北海

道大学教授]）にて、ロシアの政教一致的政体のあり方のまさに体现するノモカノン（世俗・教会法を一体にした法令集）に関する報告を行った。

他方、上述の、少数存在する概説的研究においては、個々の諸法、規則、法文書は順番に並べられて紹介されるだけであり、当時の歴史の中に位置付けられていない。そこで本研究では、「中世ロシアの国家・教会関係の緊密化の法的研究」という題目を掲げ、諸法史料を14-16世紀のロシアの国家と教会との関係の歴史的脈に位置付け、当時の両者の緊密化を下支えした法的基盤の理解を深め、現代ロシアにまで続く「社会の隷属化」の歴史的一因を探ろうと考えた。

2. 研究の目的

本研究は、「中世ロシアの国家・教会関係の緊密化の法的研究」という課題名の下、我が国では誰も手を付けていない、また海外でも概説的文献しか存在しない中世ロシアの国家と教会との緊密化を基礎づける法制度の研究である。

これは、具体的に言えば、当時の両者の緊密化を下支えした法的基盤の理解を深めることにより、中世以来ロシア政治権力を支え続けた正教会の歴史的役割の解明を目指す試みであり、そして同時に、現代ロシアにまで続く「社会の隷属化」の起源を探る目的を持つ。

3. 研究の方法

(1) 国内の大学・図書館には専門文献が殆どなく、従ってまずは、中世ロシアの君主権力と教会の緊密化の法的基盤に関する情報と資料収集のためにモスクワ及びペテルブルクに渡航することを必要と考えた。そこで必要なアルヒーフ及び専門文献を入手し、その解読・分析・解釈を行い、手稿については、十数本の中世手稿を調査する必要がある。これらをマイクロフィルム等（或いはデジタルカメラ）に収め、コンピュータに保存した上でデータを分析する。またモスクワにおいては、本研究のテーマに関して研究者と議論を行う計画を立てた。

(2) 初年度の具体的な目標には、第一の課題として、11-12世紀の史料のモスクワ時代における改訂とその背景、影響の研究)について、複数の法史料の試訳（ウラジーミル聖公、ノヴゴロド公フセヴォロドの教会規定等）の作成、その検討、個別テーマに関する中間報告、海外での研究資料の収集と海外研究者との交流、そして論文の執筆を課題とした。

(2)次年度以降は、前年に引き続いて中世ロシアの君主権と教会の緊密化の法的基盤・法制度について検討する計画を立てた。

また基本法を補完するために短期的な視野の下で発布された法文書についての調査のために、また初年度の研究で明らかになった問題点を確認、補足するために再度、渡航調査を行おうと考えた。また現在交流のある専門家の参考意見等を考慮した上で、最新の問題点を抽出する。帰国後にはこのデータを利用しつつ、その結果から本研究の課題である中世ロシア国家と教会の緊密化の法的基盤を、またその前提である当時の歴史的状況の理解を深めようと計画を立てた。

上述の三年にわたる研究は、(1) 中世ロシアにおける君主権力と教会との関係の法的基盤の具体相を、またその具体的な形成過程を明らかにし、また他方で (2) そのことの国制史的な意義を明らかにするだろうと考えた。最終年度において申請者は上記の結果に基づいて、特に申請課題を集中して検討し、三年間の論文を報告書にまとめ、そのことを以て、研究の完成をはかることを目標とした。

4. 研究成果

(1) 本研究は、中世ロシアにおける国家・教会関係がどのようにして、緊密化をしていくのか、法的観点からこれを考察する研究であり、その緊密化過程を同時代状況の中で検討し、そのヴィヴィッドな側面を明らかにしようとするものであった。そして法文献資料そのものについては、「ウラジーミル聖公の教会規定」の論考と訳を完成させたので、この規定と、これまでに研究を進めた「ヤロスラフ賢公の教会規定」との関係についての検討を進めた。これについては、残念ながらまだ文章化ができていないが、その基本的な内容については、「中世モスクワ社会における法規範…教会規定研究をもとに」の題目で、近世ロシア諸法典の歴史的展開に関する研究会にて報告した。とりわけ両教会規定を含む写本の系統樹に関するユシコフやシチャポフの意見の再検討により、14世紀中ごろモスクワにおける（恐らくは府主教座での）法規範の再編成の作業について考えることが出来た。時代的には、府主教フェグノストス或いはアレクシーの時代に、規定の再編成作業が行われたことは間違いなからう（またここから生じるあらたな問題については以下 (3) で述べる）。

また以上の動きは、同時期のモスクワ国家の形成、成長過程と軌を一にするものである。ただこの、14世紀半ばの時点では、恐らくは府主教アレクシーと大公ドミトリーの人的に緊密な関係があったなかで、両

者の管轄権を法的に新たに規定し、文書化することはなかった。

(2) また関連する補完的法文献についても検討を進めたが、特にこれまで「府主教裁判法」と呼ばれてきた法史料について検討した。しかし、この法文献は、検討を重ねた結果、本研究で取り上げるべきでないと判断した。これまでの概説等で、ルーシ（ロシア）法そのものの、また国家と教会の関係に関する発展の一段階を示すとされてきたこの裁判法は、管見では、現段階でそうした位置づけをすることは不可能である。専門の研究では、結局の所、これをどう扱うべきかという点に関してコンセンサスはなく、しかしながら概説書（特に法史家による）等ではルーシ法とモスクワ法との間隙を埋めるために、やや無理をしてこの裁判法を取り上げ、ルーシ法の発展の一段階であると見なしていることがわかった。私もまた、検討の結果、この裁判法の扱いについては、慎重にならざるを得ないと判断した。

(3) しかしその一方で、研究の際に、14世紀後半以降の法的緊密化の、つまり次の段階の法的緊密化に関して見通しをつけることが出来た。すなわち、14世紀後半のモスクワ大公ドミトリー・ドンスコイ、また彼と緊密な関係を結んだ府主教アレクシーの死後の国家と教会との法的関係の展開についてである。

15世紀初頭に、ブルガリア人のルーシ府主教キプリアンと大公ヴァシーリー1世との協約が結ばれ、更には次の府主教フォチャーもヴァシーリーと協約を結び、結果として国家教会関係は協約によって規定された。前時代の如き両権力の阿吽の呼吸が前提的に存在しない時期には、聖俗の権力を法文書によって新たに規定しようとする試みが生じたと考えられる。その意味で、この協約は、(1)の課題で明らかにされた聖俗関係の調整を、形式は異なるものの、直接引き継ぐものとみなしうる。その裏付けとして、これら協約文書が、(1)で検討された、二つの規定を伝える写本の中でも、専らまさにモスクワで再編作業が完了したそれらを伝える写本で伝わることに気が付いた。

つまり、端的に言えば、(1)で明らかにされた、まさしくモスクワがルーシで覇権を握っていく時期にモスクワ大公国の領域内で通用する一元的国家・教会関係の規定の発展を、取り分け15世紀初頭以降について、追うことが出来るのである。但しこれは次の課題であり、これ以上の言及は避ける。

(4) また本研究を行うなかで、偶然であるが、ロシア史研究会において中世ロシアの国家と教会の関係についてまとめる機会を得て、これを発表したことも記しておく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

宮野裕「ウラジーミル聖公の教会規定-解説・試訳と注釈」『岐阜聖徳学園大学紀要』51号、2012年、83-103頁。

〔学会発表〕(計4件)

宮野裕「中世モスクワ社会における法規範---教会規定研究をもとに」近世ロシア諸法典の歴史的展開に関する研究会、2010年10月24日

宮野裕「中世末ロシアにおけるカトリックの受容と排除-ノヴゴロド大主教ゲンナーゼーの文学サークルを中心に」シンポジウム『ユーラシア諸宗教の関係史論』合評討論会、2011年3月31日(東京大学駒場キャンパス)

宮野裕「黒木報告へのコメント」ヨーロッパ・地中海世界における諸宗教の相剋と融和 第二回国際ワークショップ、2011年10月29日(東京大学東洋文化研究所)

宮野裕「マギリナ報告へのコメント」国際シンポジウム「ヨーロッパ・地中海世界における諸宗教の相剋と融和」、2012年10月20-21日(東京大学駒場キャンパス)

〔図書〕(計3件)

宮野裕「中世ロシアの教会と国家」ロシア史研究会編『ロシア史研究案内』彩流社、2012年、11-27頁。

宮野裕「老いのあり方の変化-ロシア修道士に見る老いのあり方」千葉恵編『老い翔ける』北海道大学出版会、2011年、83-104頁。

宮野裕「15世紀末ロシアにおけるカトリックの受容と排除-ノヴゴロド大主教ゲンナーゼーの文学サークルを中心に」深沢克己編『ユーラシア諸宗教間の受容と排除をめぐる比較史論』勉誠出版、2010年、235-260頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮野 裕 (MIYANO YUTAKA)
岐阜聖徳学園大学・教育学部・准教授
研究者番号：50312327

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：